

京 都 大 学 総 長 室 要 項 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3 総長室に室長及び副室長を置く。</p> <p>2 室長及び副室長は、京都大学の教授のうちから、総長が任免する。</p> <p>3 室長は総長の命を受け室の所務を掌理し、副室長は室長の職務を補佐する。</p> <p>4 総長室に総長室特命補佐を置くことができる。</p> <p>5 総長室特命補佐は、京都大学の教職員のうちから、総長が任免する。</p> <p>6 総長室特命補佐は、室の第2各号に掲げる業務を処理する。</p> <p>第4 } (略) 第5 }</p>	<p>第3 (同 左)</p> <p>2 室長及び副室長は、京都大学の教職員のうちから、総長が任免する。</p> <p>3 (同 左)</p> <p>第4 総長室に、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)第15条第1項の規定に基づき、経営企画本部に置く事務組織として、総長室担当部長及び総長室担当課長(以下「担当部課長」という。)を置く。</p> <p>2 担当部課長は、第2各号に掲げる業務及びその実施に必要な関係部署との連絡調整等の事務を処理する。</p> <p>第5 総長室に総長室特命補佐又は室員を置くことができる。</p> <p>2 総長室特命補佐及び室員は、京都大学の教職員のうちから、総長が任免する。</p> <p>3 総長室特命補佐及び室員は、総長が定めるところにより室の業務を処理する。</p> <p>第6 } (同 左) 第7 }</p> <p>附 則 この要項は、平成21年4月1日から実施する。</p>